

2020年4月14日

各 位

会 社 名 OBARA GROUP 株式会社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 小 原 康 嗣
(コード番号 6877 東証第一部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 飯 高 成 美
(T E L 0 4 6 - 2 7 1 - 2 1 2 4)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2020年4月14日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式取得に係る事項を決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

成長戦略の実施に必要な財務基盤を維持しつつ、株主還元の一層の強化と資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類: 当社普通株式
- (2) 取得しうる株式の総数: 3,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合16.65%)
- (3) 株式の取得価額の総額: 6,010百万円(上限)
- (4) 取得方法: 市場買付
- (5) 取得期間: 2020年4月15日から2021年4月14日まで

(ご参考)

1. 当社は、2020年4月14日付の取締役会において、2025年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行を決議しております。かかる調達資金の全額は、上記の自己株式取得資金に充当される予定です。

2. 市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない場合があります。

3. 2020年3月31日時点の自己株式の保有状況

- (1) 発行済株式総数: 18,022,309株 (自己株式を除く)
- (2) 自己株式数: 2,847,071株

以 上